

財第347号
令和7年9月30日

部、室、課長
出先機関の長 あて
議会局長
各種委員会及び委員の事務局長

総務部長

令和8年度予算編成について(通知)

我が国経済は、緩やかな景気回復が続く中で、設備投資や賃上げ率の上昇など、明るい動きが各所に見られているが、食料品などの価格の上昇が続き、賃金や所得の伸びに比べ、個人消費の回復は力強さを欠いていることに加え、アメリカの追加関税措置などの通商政策などが、我が国経済を下押しする大きなリスクとなっている。

こうした情勢を踏まえ、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、アメリカの関税措置や物価高に対して必要な支援を行うほか、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することとしている。

こうした状況の中、本市の財政見通しについては、物価高騰の影響のほか、国際情勢の変化や流動的な政治情勢により社会経済の先行きの不確実性が一層高まっており、歳入予算の見通しが不透明な状況にあるが、歳出予算においては、能登半島地震からの復旧復興に要する経費や人口減少対策、公共施設の老朽化対策などに加え、人件費や公債費、委託料などの上昇分に対して多額の財源を要する見込みとなっている。

以上のことから、令和8年度当初予算編成においては、既存事業全般にわたる大胆な見直し・再構築と優先順位付けを徹底するなど、創意工夫による経費削減等を行い、限られた人的・財政的資源を効率的・効果的に活用することで、能登半島地震からの復旧復興に向けた取組みや、人口減少や地域の過疎化などの課題への対応など、本市の持続的発展へ向けた投資を着実に実施し、震災以前にも増して「活力とぎわいのある『ひみ』」を創造するための予算編成に取り組むこととする。

これらのこと踏まえ、令和8年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

1 本市の財政状況

本市の令和8年度財政見通しは、歳入では、給与所得の増などによる市税の増額や、物価高騰等に伴う地方消費税交付金の増額などが見込まれることから、一般財源総額は前年度を上回る額を確保できる見込みである。

一方、歳出では、過去の大型事業に係る市債の償還が増加していることや金利の上昇に伴い利払経費が増加することにより公債費が増額となることや、給与改定による人件費の増額、エネルギー価格などの物価上昇等による物件費や維持補修費等の増額も見込まれ、令和7年度当初予算との比較では、歳入の増を上回る大幅な増額が避けられない上、能登半島地震からの復旧復興をはじめ、人口減少対策や施設の長寿命化対策等に大きな財政需要が見込まれており、単年度での歳入歳出における収支均衡は厳しい状況にある。

のことから、令和8年度予算編成においては、本市の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中でも、能登半島地震からの復旧復興を最優先とした予算編成とするため、施策全般において、緊急度や重要度などの観点、また、既存事業の成果の検証などにより、その必要性を改めて精査するなど、限られた財源の中で事業の「選択と集中」や「スクラップ・アンド・ビルト」を徹底し、健全で安定した財政基盤の構築に取り組まなければならない。

2 基本姿勢

(1) 能登半島地震からの復旧復興

令和8年度は、現行の「氷見市被災者支援・復旧復興ロードマップ」の取組期間の最終年度であり、市民が安心した暮らしを取り戻し、復興を実感できるよう、ロードマップに掲げる取組みを推進する事業に予算を最優先に配分する。

(2) 第3期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

人口減少のスピードを緩やかにし、人口が減少しても幸せに暮らせるまち、震災以前にも増して活力のあるまちを創るために、「第3期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する事業に予算を優先的に配分する。

(3) 第9次氷見市総合計画の推進

令和8年度までを計画期間とする「第9次氷見市総合計画前期基本計画」の各施策の目標達成に向けた取組みが求められることから、総合計画の4つの基本目標に掲げる政策を推進する新規事業や、4つの基本目標を横断的に推進する事業(多様で活発な交流の推進、未来技術の活用、SDGsの推進、多様な人材の活躍推進)に予算を優先的に配分する。

(4) 持続可能な財政運営の推進

部局長のリーダーシップのもと、事業の実績、目標の達成状況等に基づき、既存事業の成果について検証を行い、成果が表れていない事業の縮小や廃止に加え、市民ニーズや社会環境の変化を捉えた新規事業の創設を行うなど、事業の「選択と集中」及び「スクラッ

「アンド・ビルド」を徹底する。また、業務量調査の結果などを踏まえ、業務の効率化につながるデジタル技術の活用や民間活力の導入などを積極的に行い、最少の経費で最大の効果を挙げ、持続可能な財政運営を推進する。

(5) 予算編成業務の効率化

予算編成過程にデジタル化を導入して、予算編成の効率化を図ることで、事務負担の軽減と時間外勤務の縮減、ペーパーレス化等につなげる。

3 予算編成基準

予算編成にあたっては、所管する業務において、次の観点から実現すべき目標に向けて予算要求すること。

(1) 特別枠の設定

① **復興加速枠** … 上限を設けない

「氷見市被災者支援・復旧復興ロードマップ」にて掲げる復旧復興を推進する事業

② **活力創造枠** … 一般財源ベースで2億円

次の項目に該当し、かつ「第3期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取組みを推進する新規事業

ア 未来づくり

- (i)こどもまんなか社会の実現
- (ii)教育の振興
- (iii)文化・スポーツの振興
- (iv)共生社会の実現

イ 地域づくり

- (i)防災・減災対策の充実
- (ii)魅力あるまちづくり
- (iii)中山間地域の振興・過疎対策
- (iv)くらしの充実

ウ 産業づくり

- (i)持続可能な農林水産業の振興
- (ii)商工業の活力の維持・発展
- (iii)観光振興
- (iv)企業誘致、起業支援

※②の新規事業の要求にあたっては、成果が表れていない既存事業の縮小や廃止等により財源の確保に努めること。

(2) その他の経費

①施設営繕費

施設営繕費については、施設の長寿命化のため、計画的に実施し、かつ、営繕箇所が明確なものについて、必要な予算額を要求するものとする。なお、予算要求に際しては、実施年度、実施内容、事業費等を明示した実施計画書を添付することとする。

②他の経費

特別枠に掲げる事業を推進するためには、財源確保の観点から、既存事業の見直しによる事業の再構築が必要となることから、特別枠以外の経費(次に掲げる経費は除く)については、物価上昇等が見込まれるもの、一般財源ベースで、令和7年度当初予算額と同額の範囲内にとどめることとし、事業担当課と財政担当課が連携・協力して、その目標の達成に向けて取り組むこととする。

- ・債務負担行為及び長期継続契約に係る経費
- ・人件費
- ・公債費
- ・災害復旧事業費

4 留意事項

歳入に関する事項

(1) 市税

財政運営の根幹をなすものであるため、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、決算額との大きな乖離が生じないよう適切に見積ること。

また、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき税額の確保に努めること。特に、潜在的な課税客体の捕捉に向けた調査の充実を図り、市税収入の確保に努めること。

(2) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(3) 使用料、手数料

近年の物価上昇や他市の料金との均衡などの観点により、適正な料金の再算定を行い、見直しを検討すること。また、特定の行政サービスに要する経費と、受益者が負担する使用料・手数料の均衡が保たれているか、受益者負担が適正な料金となっているか確認し、見直しの必要がある場合は早急に対応すること。

(4) 国・県支出金

国及び県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積ること。

また、利用可能な補助制度を積極的に活用することで、財源の確保に努めるほか、概算払請求を積極的に行い、資金の確保に努めること。

(5) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、財産の売却や貸付による収入を適切に見積ることとし、未利用の施設や土地等について、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

(6) 市債

市債残高の減少を目指すため、安易に市債に依存せず、真に本市のまちづくりに資する事業に優先的に市債を充当することとし、市債を充当する場合は、事業の適債性や充当率について、事前に財務課と協議の上、適正な額を見積ること。

また、市債充当事業が完了した場合には、速やかに財務課に連絡して、借入準備を整えること。

(7) その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、創意工夫により財源の捻出に努めるとともに、特に、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度なども積極的に活用し、增收に努めること。

歳出に関する事項

(1) 全般的な事項

- ① 能登半島地震からの復興に係る事業については、短期的視点・長期的視点の両面から必要性や効果を分析し、活力ある氷見市を取り戻すことができる事業を検討すること。
- ② 人口減少対策や人口が減少しても幸せに暮らせるまちづくりに効果的な事業を検討すること。
- ③ 既存事業のこれまでの成果の検証を行い、成果が表れていない事業の縮小や廃止を行うこと。また、市民ニーズや社会環境の変化を捉えた新規事業の創設を積極的に行うこととし、効果が低い事業の縮小や廃止等により財源の確保を行うこと。
- ④ 業務量調査の結果などを踏まえ、業務の効率化につながるデジタル技術の活用や民間活力の導入、広域連携などを積極的に行うこと。
- ⑤ 前年度から継続する事業については、単に前例を踏襲することなく、徹底した見直しと創意工夫に加え、AIやRPAなどの新たなデジタル技術の活用による業務改善など、最

少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

- ⑥ 政策の検討に当たっては、市民や各種団体の多様な意見を聴き、市民や各種団体との協働による政策づくりを一層進めること。
- ⑦ 昨今の経済・社会等の状況を踏まえ、経費の価格を的確に捉えたうえで必要な予算を要求すること。

(2) 補助事業

社会资本の整備・更新、地域経済への波及効果、財源の効率的な活用等の観点から、国・県要望事業を中心に、地域的なバランスや投資効果等について十分検討し、工事の計画、設計等の見直しや発注の効率化に取り組むなど、引き続きコスト縮減に努めること。

事業の要求にあたっては、国・県における補助制度の動向や補助率、負担率等を正確に把握し、社会経済情勢等も勘案しつつ、適正な事業費の積算に努めること。

なお、国・県補助金が減額となった場合、一般財源への振替は行わないこと。

(3) 単独事業

補助事業との関連、費用対効果等について十分検討するとともに、限られた財源で最大の効果が得られるよう努めること。

また、社会経済情勢の変化等により所期の目的を達成したもの、必要性が低下したもの、予算の執行率が低いものは、事業の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

(4) 投資的経費

投資的経費の予算要求に当たっては、需要と供給のバランスを適正に見込むとともに、事業の年度内完了を前提とした予算要求に努めること。

(5) 補助金及び負担金

- ① 補助金を新設する場合は、それに見合った既存の補助金を廃止又は整理統合するとともに、原則として、あらかじめ終期を設定すること。
- ② 市費の任意継ぎ足しを含む市単独の補助金については、金額が小さいものや目的を達成したもの、社会経済情勢に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積極的に廃止すること。

また、継続することとした補助金や団体等への負担金についても、その必要性、政策効果、交付先団体の経理状況等を十分に確認し、減額又は終期の設定に努めること。

(6) その他の経費

上記に準じて見積ること。